

令和3年第2回農業委員会総会

1 日 時 令和3年2月25日(木)
午前10時00分～午前10時11分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	8	田中 博幸
2	石井 昌嗣	9	橋村 實男
3	東田 保夫		
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6	古木 麻知子	7	島原 順二

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 2 4 号	大竹市農用地利用集積計画（第 9 5 期） の決定について
日程第 2	報告第 1 4 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ る農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第2回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

皆様おはようございます。ご多用の中、農業委員会総会へ御出席いただきありがとうございます。本日の出席委員11名中9名で定足数に達しておりますので、これより、令和3年第2回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、8番田中博幸委員、9番橋村實男委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第24号大竹市農用地利用集積計画第95期の決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第24号大竹市農用地利用集積計画第95期の決定についてにつきまして、2月2日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、順位1からご説明いたします。議案書は2ページから4ページ、地図は5ページから7ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町広原にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は同じく栗谷町広原にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町広原〇〇番地外〇〇筆で、現況地目は田、面積は合計3,941㎡、利用権の種類は賃貸借で支払方法は物納となっております。

この申請は継続で、令和7年12月31日までの契約を結ぶものです。

続きまして順位2をご説明いたします。議案書は8ページから9ページ、地図は10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は東栄一丁目にお住まいの〇〇〇〇さん。利用権を設定する方は広島市安佐北区可部南二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字上ヶ原〇〇番地外〇〇筆で、現況地目は畑、面積は合計1,767㎡、利用権の種類は賃貸借で、支払方法は〇〇〇〇で10アールあたり〇〇です。

この申請は継続で、令和7年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

正木会長

続きまして本件について地区担当委員の意見を求めます。順位1番について8番田中委員お願いいたします。

田中委員

よく管理されており、全く問題ないと思います。

正木会長

続きまして、順位2番について、2番石井委員お願いいたします。

石井委員

継続で問題ないと思います。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件につきましては、計画のとおり決してご異議ありませんか
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。
続きまして、日程第2報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは報告第14号について、事務局長において専決処理しましたので順位1からご報告いたします。

議案書は11ページ、地図は13ページをご覧ください。

譲受人は福山市丸之内二丁目の〇〇〇〇さん、広島市西区古江上一丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市黒川一丁目の〇〇〇〇さん、福山市丸之内二丁目の〇〇〇〇さんです。持分はそれぞれ〇〇分の〇〇ずつとなっています。

届出地は、玖波六丁目〇〇番〇〇、面積は21㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は48㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は13㎡で、合わせて〇〇筆の農地です。登記地目は〇〇筆とも畑ですが、現況は休耕で何も植えられていません。転用目的は資材置場とするためです。申請地は、玖波駅西口の新たに住宅地として開発された地域の北側で、以前から住宅があった地区との間に残った未利用の土地になります。周囲は住宅で、農地はなく、地区担当委員さんからも転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。当初12月21日に郵送で届出がありましたが、添付文書の不備があり、最終的に1月19日に充足したことからこの届出を受理しております。

続きまして順位2についてご説明いたします。議案書は12ページ、地図は14ページをご覧ください。

譲受人は廿日市市天神の〇〇〇〇さん、譲渡人は遺言者である大竹市港町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は黒川三丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は155㎡になります。

今回の届出は、令和2年9月15日に亡くなられた〇〇〇〇さんが、平成27年6月に公証人役場で作成した遺言公正証書に記載のある当該農地を含む不動産〇〇件を譲受人に遺贈され、所有権を得たところですが、譲受人は遺言者の法定相続人でなく、他に農地を未保有であること、転用し使用する意思があることから、単独申請によって権利の移動と同時に転用を行うものです。

譲受人は建設業を営んでおり、転用目的は資材置場として使うということです。

地区担当委員さんからは、玖波青木線に面しており転用に際して特に周辺に支障はないというご意見を頂いております。1月28日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和3年第2回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。